業務受託約款

本約款は、パナソニック ホールディングス株式会社　プロダクト解析センター（以下「解析センター」という）が委託者であるお客様（以下「お客様」という）から受託する測定・分析・試験・検査・解析・評価・調査・研修・サービス（以下「本業務」という）を遂行するために必要な、お客様と解析センターとの間の基本的な合意事項です。

第１条　［業務受託の範囲］
お客様及び解析センターは、本約款第２条で成立した個別契約及び本約款に従い契約を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

第２条　［個別契約の成立］
本業務に係わる個別契約は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものとします。
①お客様のお問い合わせに基づいて解析センターが見積書を提示し、お客様がこれを承諾したとき。
②お客様と解析センターの間で契約書を作成・締結したとき（解析センター所定の依頼書をお客様から解析センターへ提出し解析センターがこれを承諾した場合を含みます）。

第３条　［委託料金の金額］
解析センターからお客様へ発行される見積書に記載される委託料金の金額は、当該見積書に記載した見積有効期限まで有効とします。

第４条　［委託料金の支払い］
お客様には、見積書記載または個別契約で定めた委託料金を、本業務終了後に解析センターが発行する請求書が到着後、原則としてお客様の直近の締め日より１ヶ月以内に解析センターの指定する銀行口座に振込手数料はお客様ご負担で振り込んでいただくものとします。ただし、お客様とのお取引の状況を勘案し、本業務着手前に解析センターより請求書を発行する場合の支払いに関しても、この例によります。

第５条　［秘密保持の義務］
（1）お客様および解析センターは、相手方から開示・提供された相手方の営業上、技術上の情報のうち、秘密である旨を表示して特定されたもの（以下総称して秘密情報という）に関して、相手方の書面による事前同意なしに、これらを第三者に開示または漏洩しないとともに、本業務遂行以外の目的には使用しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。
①相手方から開示を受けた際、既に公知または公用となっていたもの
②相手方から開示を受けた際、既に保有していたもの
③相手方から開示を受けた後に、責によらないで公知または公用となったもの
④正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの
（2）前項の規定にかかわらず、解析センターが業務の全部又は一部を第三者に再委託するときには、解析センターは秘密情報を当該再委託先に開示できるものとします。ただし、解析センターは当該再委託先に対して、解析センターが前項の規定に基づき負うべき義務と同様の義務を負わせるものとします。
（3）本条の各規定は、報告書提出後３年間有効とします。

第６条　［報告］
解析センターは、個別契約で定められた期日までに業務の結果をお客様に報告します。

第７条　［試料・情報等の提供］
（1）お客様は、本業務遂行に必要な試料・機材・情報等（以下「試料等」と言う）を解析センターに提供するものとします。ただし、解析センター所定の受入基準を満たさないと判断した試料等については、解析センターはその受領を拒否することができるものとします。
（2）本業務に使用する試料等の採取や輸送等に必要な費用は、両者間で別段の合意がない限り、お客様にご負担いただくものとします。
（3）お客様は、試料等の取扱いに関する安全衛生上の注意事項を、作業実施前に明確に解析センターに提示しなければならないものとします。お客様がこれを怠ったことにより解析センターまたは第三者に損害が生じた場合、その責任はすべてお客様が負うものとします。また、お客様が指定した試験条件に従い、試料等に負荷（振動、熱他）　をかけたことにより事故等が発生し、解析センターまたは第三者に損害が生じた場合も同様とします。
（4）試料等の提供が約束の期日に遅れる場合は、お客様は速やかにその旨を解析センターに連絡し、両者協議の上、新たに報告期日等の取引条件を設定するものとします。

第８条　［業務終了後の対応］
（1）解析センターは、別段の定めがない限り本業務終了後に返却可能な試料等を速やかにお客様に返還するものとします。返還に要する費用は、お客様の負担とします。
（2）解析センターは、別段の定めがない限り本業務の報告書の写しを報告書提出後３年間保管し、その他業務に関する資料は報告書提出後１年間保管するものとします。

第９条　［業務の実施責任］
（1）解析センターは、善良な管理者の注意をもって本業務を遂行するものとします。解析センターは、お客様の承諾を得ることなく、本業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。なお、その場合、解析センターは当該委託先に対し本約款と同等の義務を課すものとします。
（2）解析センターの責に帰すべき事由によって本業務に手落ち及び誤りがあったと認められる場合は、解析センターはお客様と協議の上、次のいずれかの措置を決定します。
①解析センターの費用負担のもとに、本業務の再実施を行う。
②お客様から支払われた委託料金の全部または一部を返還する。
ただし、本措置の実施期間は報告書提出後１年以内とします。
（3）解析センターの損害賠償責任は、いかなる場合も、当該業務における委託料金を損害賠償額の上限とします。

第１０条　［結果の利用等］
（1）お客様が本業務の結果を利用することによりお客様または第三者に生じた損害については、解析センターは、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。
（2）解析センターは、本業務、お客様またはお客様の顧客による本業務の利用結果等に関し、その正確性、完全性、特定目的適合性、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しません。
（3）本条の各規定は、個別契約の期間終了後も有効とします。

第１１条　［輸出管理］
お客様は、本業務の結果を利用するにあたり、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関わる政省令等、並びに国連安全保障理事会決議による輸出管理に関わる諸規制を遵守するものとし、本業務の方法及び結果等の技術情報を、直接的・間接的を問わず、軍事用途に使用または処分しないことに同意するものとします。

第１２条　［反社会的勢力の排除］
（1）お客様及び解析センターは、自らが反社会的勢力（暴力団及びこれらに準ずる者をいいます）に該当しないことを保証するものとします。
（2）お客様及び解析センターは、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、または当該相手方の業務を妨害する行為
④ その他前各号に準ずる行為
（3）お客様または解析センターが前２項の規定に違反した場合、相手方は、催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに個別契約を含め違反した当事者とのすべての契約を解除できるものとします。

第１３条　［契約の変更・解約］
お客様及び解析センターは、やむを得ない事情により個別契約の履行が困難な事態に陥った場合、相手方と協議の上、個別契約を変更または解約することができるものとします。委託料金は、両者協議の上相当と認められる金額に変更するものとします。

第１４条　［本業務の停止等］
（1）解析センターは、次の各号に該当する事由が発生した場合、事前若しくは緊急の場合は事後にお客様に通知することにより、本業務の全部または一部を停止することができるものとします。
①本業務の提供に関連する設備等の保守を定期的にまたは緊急に行う場合
②本業務に関連するシステム（ソフトウェアを含む。以下同じ。）の不具合、置換え、設置場所の変更または設定変更があった場合
③本業務に関連するシステムのアップデートがあった場合
④火災、停電または天災その他不可抗力により本業務の提供が困難となった場合
⑤ネットワークサービス提供者によるサービスが何らかの事情により停止した場合
⑥その他管理・運営上又は技術上の理由で、解析センターが本業務の停止が必要と判断した場合
（2）解析センターは、お客様に２カ月前に通知することにより、本業務の全部または一部を変更し、もしくは廃止することができるものとします。その場合、お客様および解析センターは、委託料金について協議し、必要に応じ相当と認められ

る金額に変更するものとします。

（3）解析センターは、お客様に２カ月前に通知することにより、本約款および個別契約上の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させることができるものとします。

第１５条 ［裁判管轄］

本約款に基づく業務の遂行に関し訴訟の必要が生じた場合、お客様及び解析センターは、大阪地方裁判所にのみ訴えを提起できるものとします。

第１６条 ［天災等の不可抗力］

天災地変その他やむを得ない理由により個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、お客様または解析センターは相手方にその旨を通知することにより本業務を終了させることができるものとします。当該理由による本業務の終了に伴う費用・経費の取り扱いについては、両者協議の上その措置を決定するものとします。

第１７条 ［協議事項］

本約款に定めのない事項及び本約款の各事項の解釈に疑義が生じた場合には、両者間で信義誠実の精神を持って協議の上、これを解決するものとします。

以上